

青森県報

第四千三百六十号

平成二十九年
十月十日
(火曜日)

目次

○喀痰吸引等業務の登録……………

(高齢福祉
保険課) …… 一

○児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………

(障害福祉課) …… 一

公 告

○特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する

同法第十条第二項の規定による公告……………

(県民生活
文化課) …… 二

○建設業者の許可の取消し……………

(東青地域
民局) …… 二

告 示

青森県告示第六百九十八号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十九年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
------	-----	--------	----	------	-----	---------	----

〇二五〇〇二七	〇二五〇〇二六	〇二五〇〇二五
〃	〃	平成 二九・九二六
会法人温福和社	会法人温福和社	会法人温福和社
五亀字青森市大字内一四	五亀字青森市大字内一四	五亀字青森市大字内一四
ム老特別養護朝人ホ苑	ム老特別養護朝人ホ苑	ム老特別養護朝人ホ苑
五亀字青森市大字内一四	五亀字青森市大字内一四	五亀字青森市大字内一四
〃	〃	平成 二九・〇一
生活短期介護所	生活短期介護所	福祉施設老人

青森県告示第六百九十九号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十九年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

合同会社スマイルファシリズ	合同会社スマイルファシリズ	合同会社スマイルファシリズ
青森市大字戸門四土筆山六〇の	青森市大字戸門四土筆山六〇の	青森市大字戸門四土筆山六〇の
児童発達支援	児童発達支援	児童発達支援
青森市大字戸門四土筆山六〇の	青森市大字戸門四土筆山六〇の	青森市大字戸門四土筆山六〇の
平成 二九・〇一	〃	〃

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十九年九月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人フォルテ

三 代表者の氏名

對馬 信一

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字和徳町三三八の二五

五 定款に記載された目的

この法人は弘前市及びその周辺地域に在住する知的障害者に対し、地域生活支援に関する事業を行い、ノーマライゼーションの理念に基づき、福祉サービスを提供することによって、誰もが平等に住みよい社会を目指すことを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 アキモト電気

二 氏名 秋元栄一

三 主たる営業所の所在地 青森市大字新城字山田六七七の五〇七

四 許可番号 青森県知事許可（般―二四）第一〇〇―一一号

五 取消年月日 平成二十九年九月七日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭